令和2年 №39

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

附属学校運営部長の学校教育法での該当職種を規定するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年6月24日 教員研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年6月25日

国立大学法人東京学芸大学長 國 分 充

令和2年規程第24号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程(平成16年規程第24号)の一部について、別紙新旧対 照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由: 附属学校運営部長の学校教育法での該当職種を規定するため、所要の改正を行うものである。

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(附属学校運営部長)	(附属学校運営部長)
第34条の2 運営部に、附属学校運営部長(以下「運営部長」という。)を置き、	第34条の2 運営部に,附属学校運営部長(以下「運営部長」という。)を置き,
本学の専任教授をもって充てる。	本学の専任教授をもって充てる。
2 運営部長は、附属学校を所掌する副学長の監督の下に、運営部を統括する。	2 運営部長は、附属学校を所掌する副学長の監督の下に、運営部を統括する。
3 運営部長は、学校教育法に規定する校長(園長)職に相当する。	
4 運営部長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。	3 運営部長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。
5 運営部長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。	4 運営部長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
6 欠員が生じた場合の後任運営部長の任期は、前任者の残任期間とする。	5 欠員が生じた場合の後任運営部長の任期は、前任者の残任期間とする。
〔省略〕	〔省略〕
附 則 この規程は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。	